

介護サービス事業者  
自主点検表（令和6年度版）

居宅介護支援

事業所番号

事業所の名称

開設法人の名称

管理者名

記入者名

記入年月日

令和 年 月 日

入間市健康推進部介護保険課

# 介護サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

## 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）**

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「法」 介護保険法（平成9年法律第123号）	介護保険法（平成9年法律第123号）
「条例」	入間市指定居宅介護支援事業者の資格並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月27日 条例第17号）
「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
「施行規則」 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「平11厚令38」	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 （平成11年3月31日厚生省令第38号）
「平11老企22」	指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12厚告20」	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年2月10日厚生省告示第20号）
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平27厚労告93」	厚生労働大臣が定める1単位の単価 （平成27年3月23日厚生労働省告示第93号）
「平27厚労告94」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
「平27厚労告95」	厚生労働大臣が定める基準 （平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
「平27厚労告96」	厚生労働大臣が定める施設基準 （平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
「平24厚労告120」	厚生労働大臣が定める地域 （平成24年3月13日厚生労働省告示第120号）
「平21厚労告83」	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 （平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）
「平11老企29」	介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について （平成11年11月12日老企第29号）
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 （平成17年法律第124号）
令3厚労令9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

## 介護サービス事業者自主点検表 目次

第 1	基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 3	運営に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 4	変更の届出等	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第 5	介護給付費の算定及び取扱い	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第 6	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	62

自主点検シート（居宅介護支援）			
自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第1 基本方針</b>			
1 基本方針	① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第1項 市条例第3条第1項
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第2項 市条例第3条第2項
	③ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第3項 市条例第3条第3項
	④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第4項 市条例第3条第4項
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第4項 市条例第3条第5項
	⑥ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。  ※ 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。	はい・いいえ	平11厚令38第1条の2第4項 市条例第3条第6項  平11老企22第2の3(1)
	⑦ 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、入間市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有していませんか。	はい・いいえ	市条例第3条第7項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第2 人員に関する基準</b>			
	<p>※ 「常勤」（用語の定義）  当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「<u>事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン</u>」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>		平11老企22 第2の2の(3)
	<p>※ 「専らその職務に従事する」（用語の定義）  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
1 介護支援専門員	<p>① 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上置いていますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>② ①に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>44</u>又はその端数を増すごとに1となっていますか。</p> <p>※ <u>常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。以下この(1)において同じ。）44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。なお、地域における介護支援専門員や居宅介護支援事業所の充足状況等も踏まえ、緊急的に利用者を受け入れなければならない等のやむを得ない理由により利用者の数が当該基準を超えてしまった場合においては、直ちに運営基準違反とはなりません。</u>  <u>なお、事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えなく、また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けておらず、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。</u></p> <p>③ 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38第2条第1項 市条例第4条第1項</p> <p>平11老企22第2の2の(1)</p> <p>平11厚令38第2条第2項 市条例第4条第2項</p> <p>平11老企22第2の2の(1)</p>
1 介護支援専門員	③ 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。	はい・いいえ	平11老企22第2の2の(1)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
2 管理者	① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第3条第1項 市条例第5条第1項
	② 管理者は主任介護支援専門員ですか。  ※ 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしています。業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。	はい・いいえ	平11厚令38第3条第2項 市条例第5条第2項  平11老企22第2の2の(2)
	③ 管理者は専らその職務に従事していますか。  ※ ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。 ア 当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 イ 当該事業所の管理に支障がない限りにおいて、他の事業所の職務に従事する場合  ※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。  ※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務する場合 <u>及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることが出来ない体制となっている場合は</u> 管理者の業務に支障があると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。	はい・いいえ	平11厚令38第3条第3項 市条例第5条第3項  平11老企22第2の2の(2)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第3 運営に関する基準</b>			
1 内容及び 手続の説明 及び同意	<p>① 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 介護支援専門員の勤務の体制</p> <p>ウ 秘密の保持</p> <p>エ 事故発生時の対応</p> <p>オ 苦情処理の体制 等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書）によって確認することが望ましいです。</p> </div>	はい・いいえ	<p>平11厚令38 第4条第1項 市条例第6条第1項</p> <p>平11老企22 第2の3の(2)</p>
	<p>② 居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が市条例第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅介護サービス事業者等を紹介するように求めることができると等につき、説明を行い、理解を得ていますか。</p> <p>前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」といいます。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得るよう努めていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、<u>居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。説明には、書面による確認を行い、署名を得ることが望ましいです。</u>なお、書面には重要事項説明書に記載する等が考えられます。</p> </div>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38 第4条第2項 市条例第6条第2項</p> <p>平11厚令38 第4条第3項 市条例第6条第3項</p> <p>平11老企22 第2の3の(2)</p>
	<p>③ 居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38 第4条第4項 市条例第6条第4項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
1 内容及び 手続の説明 及び同意	<p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、条例第6条第1項の規定による文書の交付に代えて、条例第6条第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなします。</p>		平11厚令38 第4条第5項 市条例第6条第5項
2 提供拒否 の禁止	<p>正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合</p>	はい・いいえ	平11厚令38 第5条 市条例第7条  平11老企22 第2の3の(3)
3 サービス 提供困難時 の対応	通常の実地等を実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平11厚令38 第6条 市条例第8条
4 受給資格 等の確認	居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平11厚令38 第7条 市条例第9条
5 要介護認定の申請に係る援助	① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	はい・いいえ	平11厚令38 第8条第1項 市条例第10条第1項
	② 居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平11厚令38 第8条第2項 市条例第10条第2項
	③ 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前までになされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平11厚令38 第8条第3項 市条例第10条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
6 身分を証する書類の携行	事業者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第9条 市条例第11条
7 利用料等の受領	<p>① 居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p>※ 一方の経費の他方への転換等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> <p>※ 償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じないこととします。</p>	はい・いいえ 事例なし	平11厚令38第10条第1項 市条例第12条第1項  平11老企22第2の3の(6)①
	<p>② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>③ ②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>④ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p>	はい・いいえ 事例なし  はい・いいえ 事例なし	平11厚令38第10条第2項 市条例第12条第2項  平11老企22第2の3の(6)②  平11厚令38第10条第3項 市条例第12条第3項  法第46条第7項 (準用法第41条第8項)
8 保険給付の請求のための証明書の交付	提供した居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ 事例なし	平11厚令38第11条 市条例第13条
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	<p>① 居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。</p> <p>② 事業者は、自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	はい・いいえ  はい・いいえ	平11厚令38第12条第1項 市条例第14条第1項  平11厚令38第12条第2項 市条例第14条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>居宅介護支援の方針は基本方針及び指定居宅介護支援の基本取扱方針に基づき、以下の一連の業務を行うこととされています。</p> <p>(以下の項目中において、運営基準減算に係わる項目については◆を付してありますので、特に確認をお願いします。先の1「内容及び手続の説明及び同意」の項の「居宅介護支援の提供開始に際しての説明」も減算項目です。)</p> <p>① 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>② 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p><u>身体的拘束等は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にのみ行っていますか。</u></p> <p><u>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要があります。</u></p> <p>③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <p><u>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第13条第1号 市条例第15条第1号</p> <p>平11厚令38第13条第2号 市条例第15条第2号</p> <p>平11厚令38第13条第2の2号 市条例第15条第2の2号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)③</p> <p>平11厚令38第13条第3号 市条例第15条第3号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第13条第4号 市条例第15条第4号
	⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第13条第5号 市条例第15条第5号
	※ 特定の居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。		平11老企22第2の3の(8)⑥
	⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等とその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第13条第6号 市条例第15条第6号
	※ 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。 このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。		平11老企22第2の3の(8)⑦
	※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。		
	※ 課題の把握は、平成11年11月12日老企第29号の別紙4に示す標準項目（23項目）により行ってください。		
	⑦ 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下◆「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	はい・いいえ	平11厚令38第13条第7号 市条例第15条第7号
	※ アセスメントに当たっては、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。		平11老企22第2の3の(8)⑧
	※ 当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】		平11老企22第2の3の(8)⑧ 市条例第31条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>⑧ 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第8号 市条例第15条第8号
	<p>⑨ 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第8号 市条例第15条第8号
	<p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。</p>		平11老企22第2の3の(8)⑨
	<p>※ 居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p>		平11老企22第2の3の(8)⑨
	<p>※ 居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>		平11老企22第2の3の(8)⑨
<p>※ 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すもので、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではありません。</p>		平11老企22第2の3の(8)⑨	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<p>10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p>	<p>⑩ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>※ ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができます。ここでいうやむを得ない理由がある場合は、以下のような場合が想定されます。</p> <p>ア 利用者(末期の悪性腫瘍)の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合</p> <p>イ 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合</p> <p>ウ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいいます。以下同じ。）を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者」といいます。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、5年間保存しなければなりません。 【市独自基準】</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第13条第9号 市条例第15条第9号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)⑩</p> <p>市条例第31条第2項</p>
	<p>⑪ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者を選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。</p> <p>※ 居宅サービス計画の原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表（平成11年11月12日老企第29号の別紙に示す標準様式）に相当するものすべてを指します。</p> <p>※ 主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第13条第10号 市条例第15条第10号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)⑪</p> <p>平12老振24老健93</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<p>10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p>	<p>⑫ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際 ◆には、当該居宅サービス計画を遅滞なく利用者及び担当者に交付していますか。</p> <p>※ 担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。</p> <p>※ 居宅サービス計画は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>【市独自基準】</p> <p>※ 利用者の課題分析(基準第13条第6号)から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼(基準第13条第12号)に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。 ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第13条第11号 市条例第15条第11号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)⑫</p> <p>市条例第31条第2項</p> <p>平11老企22第2の3の(8)</p>
	<p>⑬ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p> <p>※ 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。 このため、担当者に対して居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものです。 なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認は、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。 さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第13条第12号 市条例第15条第12号</p> <p>平11老企22第2の3の(8)⑬</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>⑭ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p>※ 介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要であり、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。</p> <p>※ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38 第13条第13号 市条例第15条第13号</p> <p>平11老企22 第2の3の(8)⑭</p>
	<p>⑮ 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者からの心身の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38 第13条第13号の2 市条例第15条第14号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>⑯ 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接していますか。</p> <p>イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれかも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(1)テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(2)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>(i)利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意志疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>(iii)介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> </div> <p>※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておく必要があります。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。【市独自基準】</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38 第13条第14号 市条例第15条第15号</p> <p>平11老企22 第2の3の(8)⑮</p> <p>市条例第31条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>⑰ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合  イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>※ ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。</p> <p>※ ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等です。</p> <p>※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、<u>5年間保存しなければなりません。</u>【市独自基準】  また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存についても同様です。</p> <p>⑱ 介護支援専門員は、③から⑬までの規定について、⑭に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38 第13条第15号 市条例第15条第16号</p> <p>平11老企22 第2の3の(8)⑱</p> <p>平11厚令38 第13条第16号 市条例第15条第17号</p>
	<p>※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。</p> <p>なお、利用者の希望による軽微な変更（例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。</p> <p>ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、基準第13条13号に規定したとおりです。</p> <p>「軽微な変更」の考え方については、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取り扱いについて」（令和3年3月31日老介発0331第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長ほか通知）の「3 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプラン作成）及び4 同（サービス担当者会議）」を参照してください。</p>		<p>平11老企22 第2の3の(8)⑲</p> <p>介護保険最新情報Vol.959</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅 介護支援の 具体的取扱 方針	<p>⑱ 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p>※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。</p>	はい・いいえ	平11厚令38 第13条第17号 市条例第15条18号  平11老企22 第2の3の(8)⑱
	<p>⑳ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p> <p>※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	はい・いいえ  該当なし	平11厚令38 第13条第18号 市条例第15条第19号  平11老企22 第2の3の(8)⑲
	<p>㉑ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に「生活援助中心型」の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容とその方針を明確に記載していますか。</p>	はい・いいえ  該当なし	平12老企36 第2の2の(6)
	<p>※ 「生活援助中心型」とは、生活援助を単独で行うだけでなく、身体介護を提供した前後に引き続き生活援助を行う場合も含まれます。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>⑳ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。</p> <p>※ 届出にあたっては、当該月において作成した又は変更(⑱における軽微な変更を除く。)した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとしています。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画を言います。</p> <p>※ また、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとします。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める回数については、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護(平成30年厚生労働省告示第128号)」(介護保険最新情報Vol. 652)を参照してください。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38 第13条第18号の2 市条例第15条第20号  平11老企22 第2の3の(8)㉑
	<p>㉑ 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下、「サービス費」といいます。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働省大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ていますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38 第13条第18号の3 市条例第15条第21号
	<p>※ 居宅サービス計画の届出頻度について、1度市が検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、1年後でよいものとします。</p>		平11老企22 第2の3の(8)㉑

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>⑳ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めていますか。</p> <p>※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。  介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。  <u>特に訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望まれます。</u></p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38第13条第19号 市条例第15条第22号  平11老企22第2の3の(8)㉔
	<p>㉑ ㉔の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p> <p>※ 利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差支えありません。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38第13条第19号の2 市条例第15条第23号  平11老企22第2の3の(8)㉔
	<p>㉒ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとしていますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第20号 市条例第15条第24号
	<p>また、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。</p>	はい・いいえ	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>㉗ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38 第13条第21号 市条例第15条第25号
	<p>㉘ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38 第13条第22号 市条例第15条26号
	<p>また、介護支援専門員は、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。</p>	はい・いいえ	
	<p><u>対象福祉用具を居宅サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供していますか。</u></p> <p>※ <u>対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。</u></p>	はい・いいえ	
<p>※ 福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p>		平11老企22 第2の3の(8)㉔	
<p>※ 介護支援専門員は、要支援1・2又は要介護1の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者（注1）であることを確認するため、当該軽度者の調査票（注2）について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。</p> <p>注1 イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1)車いす及び車いす付属品 次にいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p>		平27原労告94第31号	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者  (一)日常的に起きあがり困難な者  (二)日常的に寝返りが困難な者  (3)床ずれ防止用具及び体位変換器  日常的に寝返りが困難な者</p> <p>(4)認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者  (一)意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者  (二)移動において全介助を必要としない者  (5)移動用リフト(つり具の部分を除く。)  次のいずれかに該当する者  (一)日常的に立ち上がりが困難な者  (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者  (6)自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者  (一)排便において全介助を必要とする者  (二)移乗において全介助を必要とする者</p> <p>注2 「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年厚生省告示第91号)別表第1の調査票</p> <p>※ 当該軽度者がこれらの結果(調査票の当該部分)を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。</p> <p>※ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウの判断方法(注3)による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。</p>		平11老企22 第2の3の(8)㉔イ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>注3 「算定の可否の判断基準」</p> <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイに該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> <p>注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もあります。</p>		
	<p>㉙ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第23号 市条例第15条第27号
	<p>※ 福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p>		平11老企22第2の3の(8)㉚
	<p>㉚ 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第24号 市条例第15条第28号
	<p>㉛ 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第25号 市条例第15条第29号
	<p>㉜ <b>地域包括支援センターの設置者である</b>介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援の業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第13条第26号 市条例第15条第30号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>③ 地域ケア会議から、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、より積極的に協力することが求められています。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38 第13条第27号 市条例第15条第31号</p> <p>平11老企22 第2の3の(8)㊸</p>
11 高齢者虐待の防止	<p>① 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>(高齢者虐待に該当する行為)  ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。  ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  エ 利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。  オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p>② 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。</p> <p>③ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。</p>	はい・いいえ	<p>高齢者虐待防止法第5条</p> <p>高齢者虐待防止法第2条</p> <p>高齢者虐待防止法第20条</p> <p>高齢者虐待防止法第21条</p>
12 法定代理受領サービスに係る報告	<p>① 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。</p> <p>② 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	<p>平11厚令38 第14条第1項 市条例第16条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
13 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい・いいえ	平11厚令38第15条 市条例第17条
14 利用者に関する市町村への通知	① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38第16条第1号 市条例第18条
	② 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ 該当なし	
15 管理者の責務	<p>① 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>② 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業員に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p>③ <u>管理者は日頃から業務が適正に執行されているか把握していますか。</u></p> <p>④ <u>管理者は従業員の資質の向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していますか。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p><u>はい・いいえ</u></p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第17条第1項 市条例第19条</p> <p><u>平11老企22第2の3の(12)</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
16 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p> <p>エ 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>キ その他運営に関する重要事項</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ イの職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第4条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ エの居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ オの通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行うこともできます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ カについては、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」といいます。）が発生した場合の対応方法等を指す内容とします。</p> </div>	はい・いいえ	<p>平11厚令38第18条市条例第20条</p> <p>平11老企22第2の3の(13)①</p> <p>平11老企22第2の3の(13)②</p> <p>平11老企22第2の3の(13)③</p> <p>平11老企22第2の3の(13)④</p>
17 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。</p> </div> <p>② 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第19条第1項市条例第21条第1項</p> <p>平11老企22第2の3の(14)①</p> <p>平11厚令38第19条第2項市条例第21条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
17 勤務体制の確保	<p>※ 当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。</p>		平11老企22第2の3の(14)②
	<p>③ 介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第19条第3項 市条例第21条第3項
	<p>④ 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体勢の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定めて労働者に周知すること。</p>	はい・いいえ	市条例第21条第4項  平11老企22第2の3(14)④イ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	<p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について            パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。            (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</p>		平11老企22 第2の3(14)ロ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
18 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平11厚令38号第19条の2市条例第21条の2第1項
	<p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるため、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。</p> <p><u>さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</u></p>		平11老企22第2の3(15)②
	<p>② 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとし、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	はい・いいえ	市条例第21条の2第2項  平11老企22第2の3(15)③

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
18 業務継続計画の策定等	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</p> <p>※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにしてください。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>平11老企22第2の3(15)④</p> <p>平11老企22第2の3(15)①</p> <p>市条例第21条の2第3項</p>
19 設備及び備品等	<p>事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。</p> <p>※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。</p> <p>※ 居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。 ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。</p>	はい・いいえ	<p>平11厚令38号第20条市条例第22条</p> <p>平11老企22第2の3の(16)①</p> <p>平11老企22第2の3の(16)②</p> <p>平11老企22第2の3の(16)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
20 従業員の健康管理	<p>介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p> </div>	はい・いいえ	<p>平11厚令38第21条 市条例第23条</p> <p>労働安全衛生法第66条</p>
21 感染症の予防及びまん延防止のための措置	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか点検してください。 なお、①から③については、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」といいます。）を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。<u>なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</u></p> <p><u>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</u></p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。</p> </div>	はい・いいえ	<p>平11厚令38号第21条の2 平11老企22第2の3(17)イ 市条例第23条の2</p> <p>市条例第23条の2第1号</p> <p>平11老企22第2の3(17)イ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
21 感染症の予防及びまん延防止のための措置	<p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>※ 感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、②の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家と積極的に連携することが望ましいです。</p>		
	<p>② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>	はい・いいえ	市条例 第23条の2第2号  平11老企22 第2の3(17)ロ
	<p>③ 事業所において、介護支援専門員等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施していますか。</p>	はい・いいえ	市条例 第23条の2第3号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
21 感染症の予防及びまん延防止のための措置	<p>※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。</p> <p>※ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</p>		平11老企22第2の3(17)ハ
22 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> <p>※ 次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。  ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  イ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。</p> <p><u>重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</u></p> <p><u>【努力義務】</u>  <u>ウェブサイトの掲載にあたっては、1年間の経過措置が設けられており、令和7年3月31日までは努力義務とします。</u></p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第22条市条例第24条</p> <p>平11老企22第2の3(18)①</p> <p>平11老企22第2の3(18)②市条例第24条第2項</p> <p>平11厚令38第22条第3号</p> <p>改正省令附則第2条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
23 秘密保持	<p>① 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第23条第1項 市条例第25条第1項
	<p>② 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第23条第2項 市条例第25条第2項  平11老企22第2の3の(19)②
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第23条第3項 市条例第25条第3項  平11老企22第2の3の(19)③
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> <p><b>「個人情報の保護に関する法律」の概要</b>            ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと            イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること            ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること            エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと            オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと            カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p>	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
23 秘密保持	<p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイダンスにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイダンスを遵守する努力を求めるものです。</p>		医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平16.12.24厚労省）
24 広告	居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	はい・いいえ	平11厚令38第24条 市条例第26条
25 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	<p>① 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示をしていませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置づけるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。</p> <p>また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置づけることがあってはなりません。</p> </div>	はい・いいえ	平11厚令38第25条第1項 市条例第27条第1項  平11老企22第2の3の(20)②
	② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	はい・いいえ	平11厚令38第25条第2項 市条例第27条第2項
	③ 居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい・いいえ	平11厚令38第25条第3項 市条例第27条第3項



自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
27 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38 第27条第1項 市条例第29条第1項  平11老企22 第2の3の(22)①
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	はい・いいえ 該当なし	平11厚令38 第27条第2項 市条例第29条第2項  平11厚令38 第29条第2項  平11老企22 第2の3の(22)① 市条例31条第2項【市独自基準】
	<p>③ 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	はい・いいえ	平11厚令38 第27条第3項 市条例第29条第3項  平11老企22 第2の3の(22)②  平11老企22 第2の3の(22)③

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
28 虐待の防止	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>(2) 虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。</p> <p>(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。</p>		平11老企22第2の3(23)
	<p>① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p>	はい・いいえ	平11厚令38第27条の2市条例第29条の2第1号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
28 虐待の防止	<p>※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。</p> <p>※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		
	<p>② 居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>カ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	はい・いいえ	平11老企22 第2の3(23)② 市条例第29条の 2第2号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	<p>③ 居宅介護支援事業所において、介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	はい・いいえ	平11老企22第2の3(23)③市条例第29条の2第3号
	<p>④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 <u>なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</u> <u>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</u></p>		平11老企22第2の3(23)④市条例第29条の2第4号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
29 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）</p> <p>ウ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発第0329第1号）</p> </div>	はい・いいえ	<p>平11厚令38第28条 市条例第30条</p> <p>平11老企22第2の3の(24)</p>
30 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 次のア～オに掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 基準第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳  (ア) 居宅サービス計画  (イ) 基準第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録  (ウ) 基準第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録  (エ) 基準第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p><u>ウ 基準第13条第二号の三の規定による身体的拘束等態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>エ 基準第16条の規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p><u>オ 基準第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p><u>カ 基準第27条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> </div> <p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平11厚令38第29条第1項 市条例第31条第1項</p> <p>平11厚令38第29条第2項 市条例第31条第2項【市独自基準】</p> <p>平11厚令38第29条第3項</p> <p>平11老企22第2の3(25)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
<b>第4 変更の届出等</b>			
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を知事（県福祉事務所等）に届け出ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 事業所の名称及び所在地  イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等  エ 事業所の平面図  オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  カ 運営規程  キ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> </div> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（介護保険課）に届け出てください。</p>	はい・いいえ	<p>法第82条第1項</p> <p>施行規則第133条</p> <p>法第82条第2項</p>
<b>第5 介護給付費の算定及び取扱い</b>			
1 居宅介護支援費	<p>① 居宅介護支援費（Ⅰ） 利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している居宅介護支援事業者について、以下の取扱いに応じて、居宅介護支援費（Ⅰ）（i）～（iii）を算定していますか。</p> <p>② 居宅介護支援費（Ⅱ） <u>公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用並びに事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険連合団体連合会に対し給付管理表を提出している場合について、以下の取扱いに応じて、居宅介護支援費（Ⅰ）（i）～（iii）を算定していますか。</u></p> <p>※ <u>「公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム」は、いわゆる「ケアプランデータ連携システム」を指しており、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問いません。</u></p>	<p>はい・いいえ 該当なし</p> <p>はい・いいえ 該当なし</p>	<p>法第82条第1項</p> <p>平12厚告20別表イ-注2</p> <p>平12老企36第3の7の(2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>※ <u>事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。</u></p>	
	<p><b>居宅介護支援費（Ⅰ）及び 居宅介護支援費（Ⅱ）共通の取扱い</b></p> <p>※ 【取扱い件数の取扱い】 基本単位の居宅介護支援費（i）、居宅介護支援費（ii）、居宅介護支援費（iii）を区分するための取扱件数の算定方法は、事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者をいう。）の総数に介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者（120号告示に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）の数に3分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用します。</p> <p>取扱件数 = <math>\frac{\text{要介護者の数} + \text{要支援者の数} \times 1/3}{\text{介護支援専門員の数（常勤換算方法により算定）}}</math></p> <p>※ 【居宅介護支援費の割り当て】 居宅介護支援費（i）、（ii）又は（iii）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から4.5件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、4.5にその数を乗じた数から1を減じた件数まで）については居宅介護支援費（i）を算定し、4.5件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、4.5にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ii）又は（iii）を算定してください。</p> <p>※ 居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は、以下の通りです。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱件数が5.0件未満又は5.0以上である場合において5.0未満の部分 →居宅介護支援費（Ⅱ）（i）</li> <li>・取扱件数が5.0件以上である場合において5.0以上6.0未満の部分 →居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）</li> <li>・取扱件数が6.0件以上である場合において6.0以上の部分 →居宅介護支援費（Ⅱ）（iii）</li> </ul> </p>	<p>平12老企36 第3の7（1）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
2 基本的事項	<p>① 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、それぞれの所定単位数を乗じて算定されていますか。</p>	はい・いいえ	平27厚労告93号
	<p>② ①により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p>	はい・いいえ	平12厚告20第3号
	<p>※ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合には、死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、給付管理票を市町村（審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者が、居宅介護支援費を算定します。</p>		平12老企36第3の1
	<p>※ 月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定します。（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）</p>		平12老企36第3の2
	<p>※ 月の途中で、要介護度に変更があった場合には、要介護度1又は要介護度2と、要介護度3から要介護度5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護度1又は要介護度2から、要介護度3から要介護度5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求します。</p>		平12老企36第3の3
	<p>※ 月の途中で、利用者が他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成することとなります。 この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されます。</p>		平12老企36第3の4
<p>※ サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。 ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求をすることができます。 なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要です。</p>		平12老企36第3の5	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
3 <u>高齢者虐待防止措置未実施減算</u>	<p><u>厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位の100分の1に相当する単位数を減算することになります。以下について、実施されているか確認してください。</u></p> <p>※ <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>エ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	はい・いいえ	<p><u>平27厚労告9582の2</u></p> <p><u>平11厚労令38第27の2</u></p>
4 <u>業務継続計画未策定減算</u>	<p><u>厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位の100分の1に相当する単位数を減算することになります。以下について、策定されているか確認してください。</u></p> <p><u>【努力義務】業務継続計画の策定にあたっては、1年間の経過措置が設けられており、令和7年3月31日までは努力義務とします。</u></p> <p>※ <u>ア 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>イ 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>		<p><u>平27厚労告9582の3</u></p> <p><u>平11厚労令38第19の2</u></p>
5 <u>同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント</u>	<p><u>指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。</u></p>	はい・いいえ	<p><u>平12厚労告20別表 注5</u></p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
6 運営基準減算	厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定し、また運営基準減算が2月以上継続している場合は所定単位数を算定することができません。以下について、それぞれ該当していないか点検してください。		平12厚告20別表イ-注6
	<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 以下の①から⑧に定める規定に適合していないこと</p> <p>① 基準第4条第2項 (複数事業所の紹介、訪問介護等が占める割合等の説明)</p> <p>② 基準第13条第7号 (アセスメントに当たり居宅訪問による面接)</p> <p>③ 基準第13条第9号 (計画原案に係るサービス担当者会議の開催)</p> <p>④ 基準第13条第10号 (居宅サービス計画原案の説明と同意)</p> <p>⑤ 基準第13条第11号 (居宅サービス計画を利用者・担当者へ交付)</p> <p>⑥ 基準第13条第14号 (1月1回居宅訪問・面接及びモニタリング記録)</p> <p>⑦ 基準第13条第15号 (更新認定時等のサービス担当者会議開催)</p> <p>⑧ 基準第13条第16号 (計画変更時の準用)</p>		平27厚労告95第82号
	<p>① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、以下の項目について<u>理解を得るよう懇切丁寧に説明を行っていますか。</u></p> <p>※ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。</p> <p>※ 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。</p> <p>※ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」といいます。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合</p> <p>※ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合</p>	はい・いいえ (基準減算)	平12老企36第3の6(1)  平11厚労令38第4条第2項  平11厚労令38第4条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
6 運営基準減算	<p>② 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては、以下の項目を行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接しアセスメントを行う</p> <p>※ サービス担当者会議の開催（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）</p> <p>※ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者、及び担当者に交付する。</p> </div> <p>③ 次に掲げる場合において、事業所の介護支援専門員はサービス担当者会議等を行っていますか。</p>	はい・いいえ (基準減算)	平12老企36第3の6(2)  平11厚労令38第13条第7号  平11厚労令38第13条第9号  平11厚労令38第13条第10号、11号
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 居宅サービス計画を新規に作成した</p> <p>※ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた</p> <p>※ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた</p> </div> <p>④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を以下のとおり適切に行っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接する。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録</p> </div> <p>※ 運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。また、運営基準減算に該当する場合は当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算されます。</p>	はい・いいえ (基準減算)	平12老企36第3の6(3)  平12老企36第3の6(4)  平11厚労令38第13条第14号  平12厚告20別表イ-注6

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
7 特定事業所集中減算	<p>① 下記の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準            正当な理由なく、事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。</p> </div> <p>② 特定事業所集中減算の取扱いについて、下記に従って、その取扱いを適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;"><b>特定事業所集中減算の取扱いについて</b></p> <p>(1) 判定期間と減算適用期間            居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。</p> <p style="margin-left: 20px;">I 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとします。</p> <p style="margin-left: 20px;">II 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとします。</p> <p>(2) 判定方法            各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表イ-注10  平27厚労告95 第83号  平12老企36 第3の13
	<p>(具体的な計算式)            事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算します。            当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
7 特定事業所集中減算	<p>(3) 算定手続            判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を県知事に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければなりません。</p> <p>I 判定期間における居宅サービス計画の総数            II 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数            III 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名            IV (2)の算定方法で計算した割合            V (2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由</p> <p>(4) 正当な理由の範囲            (3)で判定した割合が80%以上あった場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。</p> <p>なお、市長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。</p> <p>正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものでありますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを県知事において適正に判断します。</p> <p>I 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合</p> <p>(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
7 特定事業所集中減算	<p>(例) 訪問看護事業所として4事業所、通所リハビリテーション事業所として4事業所が所在する地域の場合は、紹介率最高法人である訪問看護事業者、通所リハビリテーション事業者それぞれに対して、減算は適用されない。</p> <p>II 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合</p> <p>III 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合</p> <p>IV 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合</p> <p>(例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合 紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。</p> <p>V サービスごとで見た場合に、利用者の日常生活圏域内に訪問介護などのサービス事業所が5事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合。 みなし指定を受けている事業所について、介護保険による報酬の請求実績のない事業所は事業所数から除く。</p> <p>VI サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合</p> <p>(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。</p> <p>VII その他正当な理由と知事が認めた場合</p>		
8 サービス種類相互間の算定関係	<p>利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していませんか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表イ-注11

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令															
9 初回加算	<p>① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の下記に適合する場合は、1月につき300単位を加算していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれかに該当している場合 ア 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合 イ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合</p> </div> <p>※ 運営基準減算に該当する場合は、当該加算は、算定できません。</p>	はい・いいえ	<p>平12厚告20別表ロ</p> <p>平27厚労告94第56号</p> <p>平12老企36第3の12</p> <p>平12厚告20別表ロ</p>															
10 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た居宅介護支援事業所は、1月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか。 (ただし、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を同時に算定できません)。 ※届出をしていない事業所は特定事業所加算の項目は、記入する必要はありません。</p> <table border="1" data-bbox="421 1240 1114 1487"> <thead> <tr> <th colspan="2">加算種類</th> <th>届出している加算に○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: center;"><u>519単位</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: center;"><u>421単位</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅲ)</td> <td style="text-align: center;"><u>323単位</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算(A)</td> <td style="text-align: center;"><u>114単位</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 趣旨 特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としています。</p> </div>	加算種類		届出している加算に○	特定事業所加算(Ⅰ)	<u>519単位</u>		特定事業所加算(Ⅱ)	<u>421単位</u>		特定事業所加算(Ⅲ)	<u>323単位</u>		特定事業所加算(A)	<u>114単位</u>		はい・いいえ 該当なし	<p>平12厚告20別表ハ</p> <p>平12老企36第3の14(1)</p>
加算種類		届出している加算に○																
特定事業所加算(Ⅰ)	<u>519単位</u>																	
特定事業所加算(Ⅱ)	<u>421単位</u>																	
特定事業所加算(Ⅲ)	<u>323単位</u>																	
特定事業所加算(A)	<u>114単位</u>																	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
10 特定事業所加算	<p>2. 基本的方針            特定事業所加算制度の対象となる事業所については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。</li> <li>・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であること。</li> </ul> <p>が必要となります。</p> <p>※ 特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行ってください。            また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。</p> <p>※ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出してください。</p>		<p>平12老企36第3の14(2)</p> <p>平12老企36第3の14(3)⑰</p> <p>平12老企36第3の14(4)</p>
① 特定事業所加算（Ⅰ）	<p>特定事業所加算（Ⅰ）            次に掲げる(1)～(11)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していますか。</p> <p>※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、<u>当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務を兼務しても差し支えありません。</u></p> <p>(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していますか。</p> <p>※ <u>常勤の介護支援専門員利用者については、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えありません。</u></p> <p>※ 常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員2名を置く必要があります。            したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があります。</p>	<p>届出 あり・なし</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>平27厚労告95第84号イ</p> <p>平12老企36第3の14(3)①</p> <p>平12老企36第3の14(3)②</p> <p>平12老企36第3の14(3)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
① 特定事業所 加算（Ⅰ）	<p>(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行っていますか。</p> <p>※ 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。</p> <p>ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <p>(a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針</p> <p>(b) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策</p> <p>(c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況</p> <p>(d) 保健医療及び福祉に関する諸制度</p> <p>(e) ケアマネジメントに関する技術</p> <p>(f) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針</p> <p>(g) その他必要な事項</p> <p>イ 議事については、記録を作成し、2年間保存しなければならないこと。</p> <p>ウ 「定期的」とは、おおむね週1回以上であること。</p> <p>※ 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)③
	<p>(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。</p> <p>※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能であること。</p>	はい・いいえ	平27厚労告95 第84号イ  平12老企36 第3の14(3)④

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
① 特定事業所 加算（I）	<p>(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上ですか。</p> <p>※ 要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておかなければなりません。</p> <p>なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものでなければなりません。</p> <p>また、下記(7)の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に上記(5)の40%要件の枠外として取り扱うことが可能です。</p> <p>(すなわち、当該ケースについては、要介護3、要介護4又は要介護5の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。)</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑤
	<p>(6) 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していますか。</p> <p>※ 「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。</p> <p>また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。</p> <p>なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑥
	<p>(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していますか。</p> <p>※ 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑦
	<p>(8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していますか。</u></p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑧

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
① 特定事業所 加算（Ⅰ）	<p>(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていませんか。</p> <p>※ 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑨
	<p>(10) 居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり4.5名未満ですか。 (居宅介護支援費(Ⅱ))を算定している場合は5.0名未満となります)</p> <p>※ 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員1名当たり4.5(5.0)名未満であれば差し支えないこととしますが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないように配慮しなければなりません。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑩
	<p>(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していますか。</p> <p>※ 協力又は協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。 そのため、居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑪
	<p>(12) 他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研修会等を実施していますか。</p> <p>※ 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行う前までに当該計画を策定すること。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の14(3)⑫



自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
④ 特定事業所 加算(A)	特定事業所加算 (A) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	届出 あり・なし	平27厚労告95 第84号二
	(1) 特定事業所加算 (I) の(2)~(4)、(6)~(13)の基準に適合していますか。ただし、(4)、(6)、(11)、(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとします。	はい・いいえ	
	(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していますか。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、<u>当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えありません。</u> </div>		
	(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していますか。	はい・いいえ	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※ <u>常勤の介護支援専門員利用者については、指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えありません。</u> </div> (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していますか。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連携先の居宅介護支援事業所に限ります。）の職務と兼務をしても差し支えないものとし、 <u>利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えありません。</u>	はい・いいえ	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※ 特定事業所加算(IV)は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(I)、(II)又は(III)のいずれかを算定していない月は特定事業所加算(IV)の算定はできない。           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※ 当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る）もの職務と兼務しても差し支えありませんが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業に業務を指すものではありません。           </div>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
12 特定事業所 医療介護連 携加算	<p>特定事業所介護連携加算 次に掲げる①～③の基準のいずれにも適合すること</p> <p>※ 基本取扱方針 当該加算の算定対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となります。</p>	届出 あり・なし	平12厚告20 別表ニ  平12老企36 第3の15(1)
	<p>① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所の地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設と連携の回数の合計が35回以上ですか。</p> <p>※ 退院・退所加算の算定実績について 退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなります。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の15(2)ア
	<p>② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を1.5回以上算定していますか。</p> <p>※ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が5回以上の場合に要件をみたすこととなります。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の15(2)イ
	<p>③ 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していますか。</p> <p>※ 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定実績について 特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）のいずれかを算定していない月は特定事業医療介護連携加算の算定はできません。</p>	はい・いいえ	平12老企36 第3の15(2)ウ

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
13 入院時情報連携加算	<p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、下記の基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として下記に掲げる所定単位数を加算していますか。（ただし、（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に算定できません。）</p> <p>(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ） <u>250</u>単位</p> <p>(2) 入院時情報連携加算（Ⅱ） <u>200</u>単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 入院時情報連携加算（Ⅰ）        利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程（指定居宅介護支援等基準第十八条に規定する運営規程をいう。以下この号において単に「運営規程」という。）に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>イ 入院時情報連携加算（Ⅱ）        入院した日の翌日又は翌々日（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して三日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいいます。        当該加算については、利用者1人につき、1月に1回を限度として算定することとします。</p> <p>※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録してください。        なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20別表ホ  平27厚労告95第85号  平12老企36第3の16

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
14 退院・退所加算	<p>① 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービスのワの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員を面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位を算定していますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表へ
	<p>(1) 退院・退所加算(I)イ 450単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。</p> <p>(2) 退院・退所加算(I)ロ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。</p> <p>(3) 退院・退所加算(II)イ 600単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。</p> <p>(4) 退院・退所加算(II)ロ 750単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。</p> <p>(5) 退院・退所加算(III) 900単位 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。</p>		平27厚劳令95 第85の2号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	<p>※ 注意 上記カンファレンスは以下の通りとします。</p> <p>イ 病院又は診療所  診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。</p> <p>退院時共同指導料2の「注3」に規定する加算は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のいずれかのうち3者以上と共同して行つ</p> <p>【退院時共同指導料2の注3の要件】  退院時共同指導料2の「注3」に規定する加算は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のいずれかのうち3者以上と共同して行つた場合に算定する。</p> <p>ロ 地域密着型介護老人福祉施設  指定地域密着型サービス基準条例第155条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第152条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</p> <p>ハ 介護老人福祉施設  指定介護老人福祉施設基準条例第12条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第5条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</p>		<p>平12老企36  第3の17(3)①イ</p> <p>平12老企36  第3の17(3)①ロ</p> <p>平12老企36  第3の17(3)①ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	<p>ニ 介護老人保健施設            介護老人保健施設基準条例第12条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準条例第4条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</p>		平12老企36 第3の17(3)①二
	<p>ホ 介護医療院            介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）第12条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第4条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。</p>		平12老企36 第3の17(3)①ホ
	<p>※ 面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」といいます。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平12老企36 第3の17(2)
	<p>※ 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定します。同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定します。なお、原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することができます。また、上記にかかる会議（カンファレンス）に参加した場合は、下記の別途定める様式ではなく、当該会議（カンファレンス）等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。</p>		
	<p>※ 退院・退所日が属する月の翌月までにサービスが提供されなかった場合は、当該加算は算定できません。</p>		介護保険最新情報 Vo1. 69問66
	<p>※ 利用者に関する必要な情報については、別途定められています。            →「居宅介護支援費の退院・退所加算に係る様式例の例示について」（平成21年3月13日老振発第0313001号）を参照してください。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
15 通院時情報連携加算	<p>利用者が病院又は診療所において医師<u>または歯科医師</u>の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師<u>または歯科医師</u>に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師<u>または歯科医師</u>から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として50単位を加算していますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表ト
	<p>※ 当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものです。 なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこととします。</p>		平12老企第36号 第3の18
16 緊急時等居宅カンファレンス加算	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として200単位を加算していますか。</p> <p>※ 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。</p> <p>※ 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分予想されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表チ  平12老企36 第3の19(1)  平12老企36 第3の19(2)
17 ターミナルケアマネジメント加算	<p>在宅で死亡した利用者に対して、24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、<u>電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者</u>に提供を実施した場合に400単位を算定していますか。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12厚告20 別表リ  平27厚労告95 第85の3号

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠法令
	<p>※ ターミナルマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定してください。</p> <p>また、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できます。</p> <p>なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとします</p> <p>※ ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次の事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければなりません。</p> <p>① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録。</p> <p>② 利用者の支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録。</p> <p>※ ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定できるものとします。</p>		平12老企36 第3の20
<b>第6 その他</b>			
1 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p>	はい・いいえ	法第115条の35 第1項 施行規則第140条の43、44、45

